

埼玉県よろず支援拠点による

事業者向け出張相談会を開催します

相談無料

専門知識を持った相談員が、資金繰りなどの経営相談、新型コロナウイルス感染症対策への支援策活用などについて、無料でアドバイスを行います。

「利用できる新型コロナウイルス感染症対策の給付金・補助金」「資金繰りの相談」「売上拡大方法について」「経営についての不安や最新情報の収集」などお気軽にご相談ください。

予約者優先となりますので、相談を希望されるかたはお早めにご予約ください。



【相談日時】

毎週火曜日

- ①午前9時45分～ ②午前11時～ ③午後1時30分～
- ④午後2時45分～ ⑤午後4時～

※令和3年3月30日(火)まで。祝日・年末年始は除く

【場所】 美里町役場 旧農林商工課会議室

【料金】 無料

【対象】 町内の中小企業・個人事業者

【申込方法】 事前に電話予約が必要です。

予約時に、「事業者名」「予約希望日時」「相談内容」をお伝えください。

※空きがある場合のみ、当日予約を受け付けます。

【申込み・問合せ】 農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

埼玉県よろず支援拠点とは…

中小企業庁が全国に設置した中小企業・小規模事業者のための経営相談所です。販路拡大・経営改善など経営上のさまざまなお悩みに、何度でも無料でアドバイスします。

※相談日以外は、下記フリーダイヤルへ

埼玉県よろず支援拠点  
0120-973-248

月～金曜日  
午前9時～正午、午後1時～5時

埼玉県よろず支援拠点  
ホームページ QRコード ▶



町内の農林水産業者の皆さまへ

農林水産業者支援給付金について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済に深刻な影響が出ているなかで、売り上げが大幅に減少している農林水産業者を支援するため、対象となる事業主に対して支援金を給付します。

【給付額】

一律 10万円

【申請期間】

9月1日(火)～11月30日(月)

■【対象】 下記のすべてに該当する農林水産業者（法人を含む）

- 町内に住所を有すること（法人の場合は町内に本店を有すること）
  - 町内で1年以上農林水産業\*を営んでおり、今後1年以上継続して事業を営む予定であること
  - 令和元年中の農林水産業に係る収入が50万円以上であること
  - 令和元年中の収入における農林水産業に係る収入の割合が5割以上であること
  - 令和元年中の収入について確定申告などの税申告をしていること
  - 令和2年3月から5月までの農林水産業に係る収入の合計が、令和元年3月から5月までの農林水産業に係る収入の合計と比較して1割以上減少していること
- ※園芸サービス業、林業サービス業を除きます。園芸サービス業、林業サービス業は、美里町中小企業・個人事業者支援給付金の対象です。
- ※(例)建設業と農業を営むかたで、既に美里町中小企業・個人事業者支援給付金の給付を受けているかたは給付の対象外となります。

■【申請方法】 感染拡大防止の観点から、下記の書類を農林商工課に原則郵送で提出してください。

- ①申請書（町ホームページからダウンロード可）
  - ②令和元年中の確定申告書類の控えの写し
  - ③「令和元年3月から5月までの収入」と「令和2年3月から5月までの収入」を証する書類\*
  - ④履歴事項全部証明書（法人の場合）
  - ⑤申請者名義の通帳の写し
- ※売上台帳、出荷履歴、帳面、その他確定申告の基礎となる書類の写しをご用意ください。

【送付先】

〒367-0194 美里町大字木部 323-1  
美里町役場 農林商工課  
農林水産業者支援給付金担当 あて

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

イベント・事業の中止について

ご理解・ご協力をお願いいたします。

【地域でお祝い「長寿の集い」】

例年、各行政区が事業主体となり、75歳以上の高齢者のかたを対象に開催していたいております。地域でお祝い「長寿の集い」について、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となります。

問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132

【温かい心を育む講演会・ピアノコンクール】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のイベントを中止とさせていただきます。

イベント名	当初開催予定日
温かい心を育む講演会	11月14日(土)
第25回美里町遺跡の森 ピアノコンクール	11月21日(土)・22日(日) 23日(月・祝)

問合せ＝教育委員会事務局 生涯学習係 ☎76-3431

児童手当を受給している公務員の皆さまへ

申請期限  
9月30日(水)  
まで

「子育て世帯への臨時特別給付金」の申請はお済みですか？

公務員のかたについては、9月30日(水)までにお住まいの市町村での申請手続きが必要となります。まだ申請をされていないかたは、お早めに手続きをお願いします。

【対象者】

児童手当受給対象者（特例給付受給者は除く）

【支給金額】

1万円(国の給付金) + 3万円(町独自の給付金)

【申請期限】

9月30日(水)まで

【必要書類】

- ・職場から配布された「子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）」
- ・通帳またはキャッシュカードの写し（申請書の裏に添付）

問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132